

各種利用券の申請をお忘れなく！

高齢者優待利用券(バス券・タクシー券)の申請を受け付けています

高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加を支援するため、バス券・タクシー券を交付しています。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送でも申請を受け付けています。郵送をご希望の場合はご連絡ください。

【対象となる人】

(1) 稲美町に住所のある65歳以上75歳未満の人で、下記の両方にあてはまる人

- ①令和2年度の住民税非課税世帯の人(同じ世帯の人全員が非課税)
- ②自宅で生活しており、外出時にバス・タクシーの利用が必要な人

(利用券の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(2) 稲美町に住所のある75歳以上の人で、下記の両方にあてはまる人

- ①後期高齢者医療保険1割負担の人
- ②自宅で生活しており、外出時にバス・タクシーの利用が必要な人

(利用券の有効期間は令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)

※すでに令和2年8月以降に利用券の交付を受けた人については、令和3年8月頃からの申請になります。

【窓口の申請に必要なもの】

- ・本人確認できる書類(保険証、免許証など)
- ・印かん(本人が署名できない場合)

※代理の人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は、申請者のご住所に郵送します。

【利用券の種類と交付枚(冊)数】

○バス券・・・1カ月につき1冊(1,320円分相当)の回数乗車券(利用は稲美町発着の神姫バスに限る)

○タクシー券・・・1カ月につき660円×4枚(利用は町と契約しているタクシー会社に限る)

※1回の乗車につき、乗車料金が1,320円以上の場合は2枚まで使用できます。

【申請・問合せ先】健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

はり・きゅう・マッサージ利用券の申請を受け付けています

令和3年4月1日から利用可能な「はり・きゅうマッサージ券」を申請により交付しています。

【対象となる人】稲美町に住所のある65歳以上の人

【窓口の申請に必要なもの】

- ・本人確認できる書類(保険証、免許証など)
- ・印かん(本人が署名できない場合)

※代理の人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は、申請者のご住所に郵送します。

【助成内容】

・1枚あたりの助成額が1,000円の利用券を年間12枚発行します(利用券の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)。

・利用券は、はり・きゅうマッサージ等の1,000円以上の施術1回につき、1枚のみ使用できます。利用券との差額は、現金でお支払いください。

・利用券の使用は、町と契約している施術所に限ります。

※各種保険診療による治療(保険証を使った施術)の場合は使用できません。

【申請・問合せ先】健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

重度障がい者(児)福祉タクシー利用券

在宅の重度障がい者(児)に対して、タクシーの利用券を申請により交付しています。

【対象となる人】次の①から③のいずれかにあてはまる在宅の人

- ①身体障害者手帳1級または2級の人
- ②療育手帳A判定の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の人

※高齢者優待利用券と重複して交付はできません。

【利用券の種類・枚数】1枚500円の利用券を年間72枚(利用は町と契約しているタクシー会社に限る)

【利用方法】

1回の乗車料金が1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上1,500円未満の場合は2枚、1,500円以上の場合は3枚まで利用できます。また、ストレッチャーを利用した場合は、ストレッチャー使用料金として、2,000円(上限)を別途助成します。

【利用券について】

2月に実施したアンケートに基づき、希望者全員のご自宅に利用券を郵送しています(利用券の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)。

年度途中から利用券を希望される人は、申請が必要です。障害者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課窓口で申請してください。

【申請・問合せ先】地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

要介護者・心身障害者などで住宅改造をお考えの人へ

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障害者が、住宅の改造・増築・改築する経費の一部を助成します。

- 【補助の対象となる世帯】
- 介護保険の要介護・要支援認定を受けた人がいる世帯
 - 身体障害者手帳または療育手帳の所持者がいる世帯
 - これら対象者と同居しようとする世帯

【注意事項】

- 新築や建て替えは対象になりません。
- 所得状況や工事内容などその他の条件がありますので、必ず工事の計画段階でご相談ください。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

【問合せ先】健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

あんしんボタンをご利用ください



あんしんボタン(緊急通報システム)は、高齢者が急な発作や突発的な事故など万が一のときに、胸にかけたペンダントか端末機器の『緊急ボタン』を押すだけで、近隣の協力者などに助けを求めることができるシステムです。自宅に電話回線のない人でも使用できます。また、有料で見守りセンサーを設置できます。詳しくは、お問い合わせください。

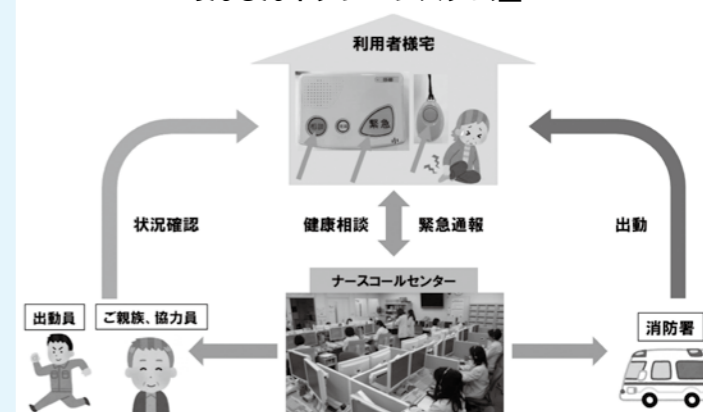
- 対 象
- ①65歳以上の1人暮らしの高齢者
 - ②65歳以上の高齢者世帯(ただし、要介護3以上の認定を受けた高齢者がいる世帯に限ります)

近隣協力者 緊急時にご協力いただく近隣協力者が原則3人必要です。

費用負担 世帯の収入に応じて費用負担があります。(町民税非課税世帯は無料です)

問 合 先 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

あんしんボタン システム図



第6期いなみ障がい福祉計画がスタートします

令和3年度を初年度とする「第6期いなみ障がい福祉計画」を策定しました。計画期間は令和5年度までの3年間です。

計画について

障がいのある人が、地域の中で自立し、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がい者(児)福祉サービスの提供体制を確保するために町が取り組むことをまとめた計画です。

ご協力ありがとうございました

本計画の策定にあたり、令和2年9月に実施したアンケートにご協力いただいた皆さん、また、関係者の皆さんに心からお礼を申し上げます。

問合先 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136



稲美町地域福祉計画を策定しました

令和3年度を初年度とする「稲美町地域福祉計画」を策定しました。計画期間は令和7年度までの5年間です。

計画について

『みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会』を基本理念として掲げ、住民と行政等が協働し、子どもから高齢者まですべての人々が支え合い、助け合えるまちづくりを進めていきます。

ご協力ありがとうございました

本計画の策定にあたり、令和元年11月に住民アンケートにご協力いただいた皆さん、また、関係者の皆さんに心からお礼を申し上げます。

問合先 地域福祉課 地域福祉係 ☎492-9136

